

平成 21 年 7 月 22 日

岐阜市産業廃棄物不法投棄事案経過等報告について

岐阜市産業廃棄物不法投棄対策本部

1 注水消火作業の開始について

担当・問合せ先 環境事業部産業廃棄物特別対策課（内線 6276）

岐阜市北部地区産業廃棄物不法投棄事案に係る特定支障除去等事業実施計画に基づく本体工事による注水消火作業を開始します。

(1) 注水消火作業

- ・期間 平成 21 年 7 月末～11 月末まで(予定)
- ・内容 現場最上部の廃棄物中温度が 70 度以上の区域において、ボーリング機械を使用し、注水消火作業を実施します。

(2) 消火作業完了後の予定

消火を確認後、来年 1 月頃から、廃棄物の掘削・選別作業を開始します。